

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

(題名改正〔平成11年規則74号〕)

豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年豊橋市規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年豊橋市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成11年規則74号〕)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び条例の例による。

(一部改正〔平成11年規則74号〕)

(再利用及び減量に関する計画)

第3条 条例第15条に規定する事業用の建築物のうち規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 延床面積が、1,000平方メートル以上の建築物

(2) 延床面積が、1,000平方メートル未満の建築物で、市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの

2 前項に規定する事業用の建築物の所有者は、条例第15条に規定する一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画を毎年度4月1日現在において策定し、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書(様式第1)により、当該年度の同月末日までに市長に提出しなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第3条の2 条例第17条の2第1項の規則で定める者は、市長が特に必要と認めて指定する者とする。

2 条例第17条の2第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) アルミ缶及びスチール缶

(2) 飲料水、酒類、化粧品等の瓶

(3) 飲料水、酒類、調味料等のペットボトル

(4) 包装ビニール、食品容器、洗剤容器その他のプラスチック製容器包装

(5) 新聞、チラシ、雑誌、紙製容器包装、段ボール、牛乳パックその他の古紙

(6) 衣類、シーツ、カーテンその他の布類

(7) 携帯電話、カメラ、オーディオ機器、時計、扇風機、ゲーム機、電動のおもちゃその他の電気器具類

(8) アルミホイール、スプーン、鍋、やかん、フライパン、包丁、傘、のこぎり、金づち、くぎ、ドライバー、

スコップ、延長コード、ゴルフクラブ、おもちゃその他の金属を含むもの

3 条例第17条の2第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第1の2)により行うものとする。

4 条例第17条の2第3項の規定による命令は、命令書(様式第1の3)により行うものとする。

(追加〔平成25年規則35号〕)

(身分証明書)

第3条の3 条例第17条の2第2項及び第3項の規定による事務を行う職員は、その身分を示す証明書(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式による。)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、豊橋市職員身分証明書を持つ者は、豊橋市職員身分証明書をもってこれに代えることができる。

(追加〔平成25年規則35号〕、一部改正〔令和4年規則14号〕)

(一般廃棄物の特別処理等の申込み)

第4条 条例第19条の規定により、犬、猫等の死体の処理を受けようとする者は、あらかじめ犬、猫等死体処理申出(届出)書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 犬、猫等の死体の処理を受けようとする者は、あらかじめ当該犬、猫等の死体を袋、又は箱等に収容し、他の廃棄物と別にしておかななければならない。

3 大きなごみの処理を受けようとする者は、市長の指示に従い、大きなごみ収集手数料に相当する大きなごみ証紙(以下「証紙」という。)を当該大きなごみに張り付け、搬出しなければならない。

(一部改正〔平成12年規則114号・28年65号〕)

(多量の一般廃棄物の範囲等)

第5条 条例第20条第2項に規定する多量の一般廃棄物(し尿を除く。)の範囲は、1日の排出量5キログラム以上とする。

(市が処分する産業廃棄物の範囲)

第6条 条例第21条第2項に規定する市が処分する産業廃棄物の種類及び数量は、特別管理産業廃棄物を除く次に掲げるものであって、その量は1日当たり10トン以内で、かつ、1月当たり200トン以内とする。

- (1) 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びにパルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。)
  - (2) 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。)
  - (3) 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))及び繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものに限る。)
  - (4) 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
  - (5) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物
  - (6) ゴムくず
  - (7) 金属くず
  - (8) ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
  - (9) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
  - (10) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの
  - (11) 燃え殻
  - (12) 汚泥
  - (13) 廃プラスチック類  
(一部改正〔平成10年規則21号・11年74号・13年69号・14年32号・15年66号〕)
- (廃棄物処理施設等への投入許可)

第7条 条例第23条第1項の規定により廃棄物処理施設等において廃棄物の処分を受けようとするときは、あらかじめ廃棄物投入許可申請書(様式第4)により許可の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請を適当と認めるときは、廃棄物投入許可証(様式第5)を交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、事後に廃棄物投入許可証を交付することができる。

(一部改正〔平成11年規則74号・28年65号〕)

(縦覧の期間等)

第8条 条例第29条の4第2項の縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項の規定は、条例第29条の11第2項の非常災害に係る縦覧の期間及び時間について準用する。

(一部改正〔平成11年規則74号・28年65号〕)

(縦覧の手続)

第9条 条例第29条の2の調査書又は条例第29条の8の非常災害に係る調査書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(一部改正〔平成11年規則74号・28年65号〕)

(縦覧者の遵守事項)

第10条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(一部改正〔平成11年規則74号〕)

(意見書の記載事項)

第11条 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により提出する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一部改正〔平成11年規則74号・28年65号〕)

(大きなごみの品目及び収集手数料)

第11条の2 条例第19条の規則で定める大きなごみの品目及び条例別表第1に規定する大きなごみ収集手数料の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(手数料等の徴収)

第12条 条例第30条に規定する手数料(大きなごみ収集手数料を除く。)及び条例第31条に規定する費用(以下「手数料等」という。)の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 犬、猫等の死体処理手数料は、その都度徴収する。

(2) ごみ等(廃棄物処理施設で処理するものに限る。)、し尿及び浄化槽汚泥に係る廃棄物処理施設投入料金は、廃棄物カード(様式第6)の発売により徴収する。

(一部改正〔平成11年規則74号・12年114号・13年72号・14年32号・28年65号・31年33号〕)

(証紙の形式等)

第12条の2 証紙の形式は、様式第7の2のとおりとする。

2 市長は、大きなごみを収集したときは、証紙の真贋<sup>がん</sup>及び汚染又は毀損の有無を調査するものとする。

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔令和元年規則31号・2年75号〕)

(証紙の交換等)

第12条の3 条例第30条の4第2項ただし書の規定による現金の還付又は証紙の交換は、現金の還付を受ける者にあつては第2号から第4号まで(条例第30条の3の大きなごみ証紙売りさばき人(以下「証紙売りさばき人」という。))から証紙を購入した者にあつては、第3号を除く。)、証紙の交換を受ける者にあつては第1号又は第4号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うものとする。

(1) 証紙の種類又は形式を変更したとき。

(2) 証紙を廃止したとき。

(3) 証紙売りさばき人の指定を取り消したとき。

(4) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 現金の還付又は証紙の交換を受けようとする者は、前項各号に掲げる事由が発生した日から6月以内に、現金の還付にあつては大きなごみ証紙代金還付申請書(様式第7の3)、証紙の交換にあつては大きなごみ証紙交換請求書(様式第7の4)に、還付又は交換を受けようとする証紙を添付して、市長に対して申請しなければならない。

3 証紙売りさばき人が現金の還付を受けることができる金額は、証紙の額面金額の100分の87.9に相当する額とする。

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔平成26年規則50号・31年33号〕)

(廃棄物カード)

第12条の4 廃棄物カードの発行金額は、4,000円、10,000円、40,000円及び80,000円とする。

2 磁気の影響、毀損等の理由により使用できなくなった廃棄物カードは、残りの金額を確認することができる場合に限り、当該金額に相当する額を残りの金額とする廃棄物カードと交換することができる。

(追加〔平成13年規則72号〕、一部改正〔平成18年規則51号・令和元年31号〕)

第13条 削除

(削除〔平成31年規則33号〕)

(手数料及び費用の減免)

第14条 条例第32条の規定により、条例第30条に規定する手数料及び条例第31条に規定する費用の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料(費用)減免申請書(様式第8)により市長に減免の申請をしなければならない。

(一部改正〔平成11年規則74号・12年114号〕)

(証票の携帯)

第15条 条例第30条に規定する手数料を集金する職員は、その身分を証する証票(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式による。)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、豊橋市職員身分証明書を持つ者は、豊橋市職員身分証明書をもってこれに代えることができる。

(一部改正〔平成11年規則74号・12年114号・令和4年14号〕)

(証紙の保管等)

第16条 証紙及びその原板は、会計管理者が保管するものとする。

2 市長は、当該職員を2人以上選定し、証紙の印刷に立ち合わせなければならない。

3 前項に規定する職員は、証紙の印刷を完了したときは、印刷枚数、印刷漏れ等を点検し、当該印刷を行った者から預り証を徴し、証紙の納品の際に、これと引き換えに検収するものとする。

4 条例第30条の4第2項ただし書の規定により現金の還付又は証紙の交換により回収した証紙は、速やかに焼却するものとする。

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔平成19年規則15号〕)

(出納、保管等に係る帳簿)

第17条 会計管理者は、大きなごみ証紙受払出納簿(様式第10)を備え、証紙の出納の状況を明らかにしておくものとする。

2 市長は、次に掲げる帳簿を備え、証紙の交付、使用、還付及び交換の状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 大きなごみ証紙交付簿(様式第11)
  - (2) 大きなごみ証紙売りさばき出納計算書(様式第12)
  - (3) 大きなごみ証紙使用整理簿(様式第13)
  - (4) 大きなごみ証紙還付受付簿(様式第14)
  - (5) 大きなごみ証紙交換・還付支払整理簿(様式第15)  
(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔平成19年規則15号〕)
- (証紙売りさばき人の指定)

第18条 条例第30条の3第1項の規定による証紙売りさばき人の指定を受けようとする者は、大きなごみ証紙売りさばき人指定申請書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、証紙売りさばき人を指定したときは、大きなごみ証紙売りさばき人指定通知書(様式第17)により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 証紙売りさばき人の指定を受けた者は、証紙を売りさばく場所の見やすい位置に、市長が交付する証票(様式第18)を掲げておかなければならない。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(証紙売りさばき人の欠格条件)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、証紙売りさばき人になることができない。

- (1) 心身の故障により証紙売りさばき人の業務を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔平成17年規則23号・令和元年31号〕)

(証紙売りさばき人の氏名等の変更)

第20条 証紙売りさばき人がその氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)又は住所を変更したときは、直ちに大きなごみ証紙売りさばき人氏名(名称)等変更届出書(様式第19)に当該事項を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 証紙売りさばき人が証紙を売りさばく場所を変更しようとするときは、あらかじめ、大きなごみ証紙売りさばき場所変更承認申請書(様式第20)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(証紙売りさばき業務の廃止)

第21条 証紙売りさばき人が証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに大きなごみ証紙売りさばき業務廃止届(様式第21)を市長に提出しなければならない。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(証紙売りさばき人の指定の取消し)

第22条 市長は、証紙売りさばき人が次の各号の一に該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第19条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (3) 証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (4) 1年以上引き続き証紙の売りさばきをしていないとき。
- (5) 前条の規定により証紙売りさばき業務の廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により証紙売りさばき人の指定を取り消したときは、大きなごみ証紙売りさばき人指定取消し通知書(様式第22)により、その旨を当該者に通知するものとする。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(証紙の買受請求)

第23条 証紙売りさばき人は、証紙を市から買い受けようとするときは、大きなごみ証紙買受請求書(様式第23)を市長に提出しなければならない。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(証紙取扱手数料)

第24条 市長は、証紙売りさばき人に対して、当該証紙売りさばき人が買い受けた証紙の代金の100分の12.1に相当する金額を証紙取扱手数料として交付するものとする。

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔平成26年規則50号・31年33号〕)

(遵守事項)

第25条 証紙売りさばき人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 証紙を額面金額以外の金額で売りさばくこと。
- (2) 汚染し、又は毀損した証紙を売りさばくこと。

(追加〔平成12年規則114号〕、一部改正〔令和元年規則31号〕)

(指導又は検査)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に証紙売りさばき人の証紙の出納保管又は証紙売りさばき事務について、指導又は検査を行わせることができる。

(追加〔平成12年規則114号〕)

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成11年規則74号・12年114号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、[第3条](#)から[第5条](#)まで、[第14条](#)、[第15条](#)及び[第18条](#)の規定は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成9年3月31日規則第26号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月12日規則第3号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則(平成10年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正後の第14条第1号に規定する建設業に係る紙くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、同条第2号に規定する建設業に係る木くず(工作物の新築又は改築に伴って生じたものに限る。)及び同条第3号に規定する建設業に係る繊維くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)(以下これらを「建設業に係る紙くず等」という。)を一般廃棄物として処分することを許可するものとして交付されている廃棄物投入許可証及び廃棄物投入券は、建設業に係る紙くず等を産業廃棄物として処分することを許可するものとして交付されたものとみなす。

附 則(平成11年3月31日規則第74号)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の第11条第1項の規定により従業員証の交付を受けている第2条の規定による改正前の第10条の許可業者は、速やかに当該従業員証を市長に返納しなければならない。

附 則(平成12年12月28日規則第114号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第11条の次に1条を加える改正規定、第12条の次に2条を加える改正規定(第12条の2第2項に係る部分に限る。)並びに附則の次に別表を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月12日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月17日規則第72号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条及び第12条の4の規定並びに様式第6は、平成14年4月1日以後に処理する廃棄物に係る廃棄物処理施設等投入料金の徴収から適用し、同日前に処理する廃棄物に係る廃棄物処理施設等投入料金の徴収については、なお従前の例による。

(豊橋市事務分掌規則の一部改正)

- 3 豊橋市事務分掌規則(昭和44年豊橋市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条環境部の部施設課の款管理係の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 廃棄物カードの発売に関すること。

附 則(平成14年3月29日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第39号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月9日規則第66号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第6条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月9日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、(中略)第10条中豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第19条及び様式第19の改正規定(中略)は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月19日規則第88号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第64号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成21年1月30日規則第1号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月4日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申出に係る処理から適用し、同日前の申出に係る処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月25日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第5の改正規定は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第4は、この規則による改正後の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成25年3月28日規則第35号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年7月11日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(豊橋市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(平成28年12月16日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第4及び様式第5の改正規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第5及び様式第6は、この規則による改正後の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成30年3月20日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の3第3項、第24条、様式第7の3及び様式第23の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第7(その1)及び様式第7(その2)は、この規則による改正後の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成31年9月30日までこれらを使用することができる。

附 則(令和元年6月25日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和元年12月13日規則第31号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和4年3月18日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第11条の2関係)

(一部改正〔平成21年規則4号〕)

区分	品目		料金		
電気、ガス石油器具類	家電4品目	テレビジョン受信機	ブラウン管式	円	
			20型未満	1,000	
			20型以上30型未満	2,000	
			30型以上	3,000	
			液晶式及びプラズマ式	40V型未満	1,000
				40V型以上50V型未満	2,000
		50V型以上		3,000	
		電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	容量100リットル未満	1,500	
			容量100リットル以上250リットル未満	2,500	
			容量250リットル以上	3,000	
		電気洗濯機及び衣類乾燥機	電気洗濯機(ドラム式を除く。)	2,000	
			ドラム式電気洗濯機	3,000	
			衣類乾燥機	1,500	
	ユニット形エアコンディショナー(一式 室内機、室外機)		2,000		
	パーソナルコンピュータ(一式 本体、ディスプレイ)		1,500		
	マッサージ機(いす形)		1,500		
	電気オルガン		1,000		
	電子ピアノ(卓上形を除く。)		1,500		
	こたつ		500		
	風呂釜		1,000		
	給湯器(電気温水器を除く。)		1,000		
	電気カーペット(3畳単位)		500		
	電子レンジ		500		
食器洗い乾燥機		500			
ステレオセット(ミニコンポを除く。)		1,000			
家具、建具、寝具類	応接いす	2人用まで	500		
		3人用以上	1,000		
	テーブル		500		
	いす(2脚まで、応接いすを除く。)		500		
	ベッド(マットレスを除く。)	ベビーベッド	500		

	ベビーベッド以外のもの	1,000	
	ベッドマットレス(スプリング付き)	1,000	
	マットレス(スプリングなし)	500	
机	両そでの有るもの	1,000	
	上記以外のもの	500	
たんす、げた箱、食器棚、書棚等	高さ90センチメートル未満、幅120センチメートル以上	1,000	
	高さ90センチメートル以上、幅120センチメートル未満	1,000	
	高さ90センチメートル以上、幅120センチメートル以上	1,500	
	畳(1畳単位)	1,000	
	ドア、ふすま、障子、雨戸等(2枚単位)	500	
	トタン板(3枚単位)	500	
	ベニヤ板(2枚単位)	500	
	脚立(120センチメートル以上)	500	
	浴槽	1,500	
	カーペット(3畳単位)	500	
	布団、毛布等(3枚単位)	500	
	自転車	500	
	ミシン(卓上形を除く。)	1,000	
	スキー板及びスノーボード(120センチメートル以上)	500	
	オルガン	500	
	金庫(内容量20リットル未満)	1,500	
その他	電気・ガス・石油器具類	1辺が60センチメートル未満	500
		1辺が60センチメートル以上	1,000
	電気・ガス・石油器具類以外のもの	1辺が120センチメートル未満	500
		1辺が120センチメートル以上360センチメートル未満	1,000
	その他市長が認める品目		3,000円以内で市長が定める額

備考

- この表に規定する手数料は、特に定めていない場合には、1個当たりの金額をいう。
- 一式又は単位と表示されたものは、その一部でも当該品目の料金を適用する。
- 液晶式テレビジョン受信機は、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。
- パーソナルコンピュータは、ノートブック型及びパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年経済産業省、環境省令第1号)第1条第1項の規定により事業者が自主回収をするものを除く。
- ユニット形エアコンディショナーは、ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。
- ベッドは、解体して搬出しなければならない。
- 布団、毛布等のうち毛布等は、その1枚を2分の1枚とみなす。

様式第1(第3条関係)

(一部改正〔平成28年規則65号〕)



豊橋市長 様

一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書

住 所 豊橋市  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定により、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画を提出します。

年度 区分 廃棄物の種類	年 度 実 績				年 度 計 画			
	発生量 トン/年 (A)	再利用率 (B)	処分量 (A)-(B) トン	再利用率 (B) (%)	発生量 トン/年 (A)	再利用率 (B)	処分量 (A)-(B) トン	再利用率 (B) (%)
	トン	トン	トン	%	トン	トン	トン	%
紙 ( O A 用 紙 等 )								
紙 (新聞、雑誌、段ボール)								
紙 (書 類)								
厨芥類 (残飯、生ごみ)								
空き缶、空きビン								
その他 ( )								
合 計	トン	トン	トン	%	トン	トン	トン	%

建築物の概要		コード
建築物の名称		
建築物の所有者		
建築物管理責任者 役職名・氏名 電話番号	電話 ( ) -	
延べ面積	m <sup>2</sup>	地上 階/地下 階
建築物用途	①事務所 ②百貨店 ③スーパーマーケット ④小売店舗 ⑤複合用途 ⑥その他 ( )	
建築物用途別の複合用途の内訳		
ア事 務 所 社	合計	m <sup>2</sup>
イ飲 食 店 社	合計	m <sup>2</sup>
ウ小売店舗 社	合計	m <sup>2</sup>
エその他 ( ) 社	合計	m <sup>2</sup>
(共用部分)		m <sup>2</sup>
建物内就業人員	人	

(裏)

(参考事項)

1 ビル管理会社名

名 称	所 在 地	電 話

2 再利用可能物の回収業者

品目	名 称	所 在 地	電 話	再利用率 トン
紙類				

3 廃棄物処理業者名

名 称	所 在 地	電 話	収 集 量 トン

4 事業所内での自己処理について

事業所内で、焼却、脱水等の中間処理をされている場合は、記入してください。

設備の名称	簡易焼却炉 古紙圧縮機 厨芥類脱水機 その他 ( )
処理の実態	焼却 ( ) トン

5 シュレッダー使用の有無 有・無

6 再生品の使用状況

コピー用紙	有 ( ) % 無	トイレットペーパー	有・無
印刷物	有 ( ) % 無	その他 ( )	有・無

7 現在取り組んでいるリサイクルの状況について (具体的に記入してください)

勸 告 書

住 所

氏 名 様

豊橋市長 ㊟

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第17条の2第1項の規定に違反して  
いますので、同条第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

1. 違反の事実	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	豊橋市
	禁止行為	収集 ・ 運搬
	車両番号等	
2. 措置の内容		

<参考> 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市、廃棄物を収集し、又は運搬する業務を市が委託している者その他規則で定める者（以下「委託者等」という。）以外の者は、処理計画で定めるごみステーション（以下「ごみステーション」という。）に排出された資源物（その全部又は一部が再利用の対象となる廃棄物として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、委託者等以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションから資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう勧告することができる。

3 (略)

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1の3（第3条の2関係）

豊橋市達第 号 命 令 書  
住 所  
氏 名 様

あなたは、次の勧告に従わないため、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第17条の2第3項の規定により、次の措置に従うよう命じます。

なお、この命令に違反したときは、同条例第38条の規定により20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

年 月 日

豊橋市長

㊟

1. 勧告	年 月 日付け 号
2. 措置の内容	

<参考> 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市、廃棄物を収集し、又は運搬する業務を市が委託している者その他規則で定める者（以下「委託者等」という。）以外の者は、処理計画で定めるごみステーション（以下「ごみステーション」という。）に排出された資源物（その全部又は一部が再利用の対象となる廃棄物として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、委託者等以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションから資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう勧告することができる。

3 市長は、前項の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

第38条 第17条の2第3項の規定による命令を受けた者が同条第1項に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができます。

様式第2 削除

（削除〔平成28年規則65号〕）

様式第3(第4条関係)

（全部改正〔平成28年規則65号〕）

様式第3（第4条関係）

犬、猫等死体処理申出（届出）書	
年 月 日	
豊橋市長	様
	住 所 豊橋市 氏 名 電 話 ー
豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第6条第2項及び第19条の規定により、犬、猫等の死体処理を申し出ます。	
記	
場 所	豊橋市
種 類	犬・猫・その他（                    ）
頭 数	頭
備 考	

様式第4(第7条関係)

（全部改正〔平成30年規則6号〕、一部改正〔令和元年規則5号〕）

様式第4（第7条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">廃棄物投入許可申請書</p>													
<p>豊橋市長 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>												
<p>申請者 〒 住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;"><small>（法人にあっては、名称及び代表者氏名）</small></p> <p style="margin-left: 100px;">電 話</p>													
<p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条の規定により、次のとおり廃棄物を投入したいので申請します。</p>													
<p>廃棄物の種類 及び 年間投入量 （見込み）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">資源化センター</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">一 般 廃棄物</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">産 業 廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">バイ オ マ ス 利活用センター （一般廃棄物）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他</td> <td></td> </tr> </table>	資源化センター	一 般 廃棄物			産 業 廃棄物			バイ オ マ ス 利活用センター （一般廃棄物）			その他	
資源化センター	一 般 廃棄物												
	産 業 廃棄物												
	バイ オ マ ス 利活用センター （一般廃棄物）												
	その他												
<p>主な事業内容</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>												
<p>使用する車両 の登録番号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>												
<p>添 付 書 類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車検査証の写し</li> <li>2 車両使用承諾書等（借用車の場合のみ。様式は不問） *レンタカーについては、1及び2は不要</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>												

備考 「使用する車両の登録番号」の欄は、使用する全ての車両の登録番号を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入し添付すること。

（注1）豊橋市内で発生した廃棄物のみ投入できます。

（注2）「資源化センター利用の手引き」又は「バイオマス利活用センター利用の手引き」をよく読んで申請してください。

受付者使用欄（記入しないこと）

従前の許可番号	豊橋市指令環廃第                      ー                      号	受付者
---------	--	-----

（日本産業規格 A列4番）

様式第5(第7条関係)

（全部改正〔平成28年規則65号〕、一部改正〔平成30年規則6号〕）

様式第5（第7条関係）

（表）

豊橋市指令 <sup>(文書)</sup> <sub>(記号)</sub> 第 号 廃棄物投入許可証 住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名） 年 月 日付けで申請のありました廃棄物の投入については、次の条件を付して許可します。 年 月 日 豊橋市長 ㊟				
投入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
投入施設				
廃棄物の種類	一般 廃棄物		産業 廃棄物	
使用する車両 の登録番号				
搬入日及び 搬入時間				
注意事項	1 施設の管理上必要と認める場合は、許可内容又は許可条件を変更することがある。 2 裏面に記載した許可の条件に違反したときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止することがある。			
備考				

（裏）

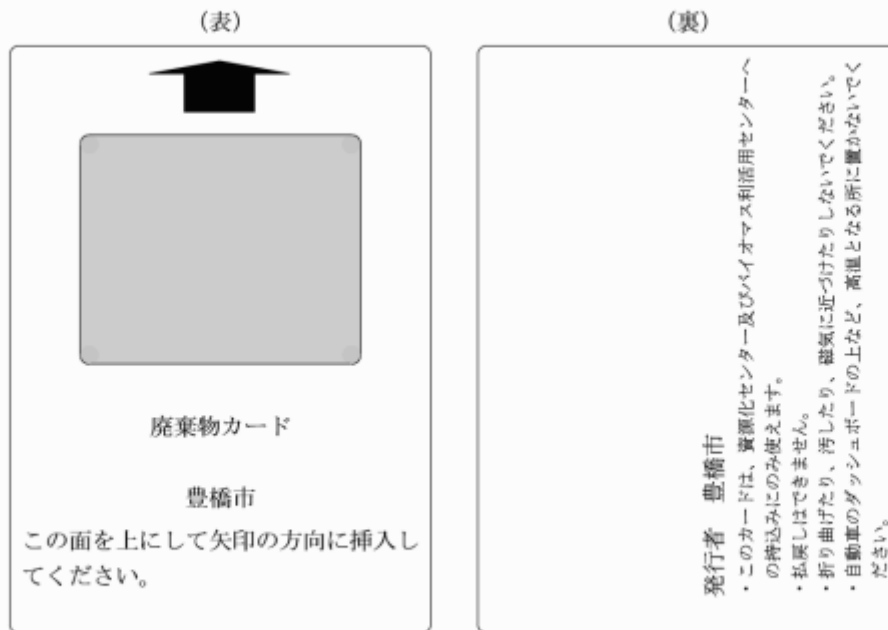
1 許可内容と相違する廃棄物は投入しないこと。 2 市内の事業所から発生する廃棄物（中間処理後の産業廃棄物にあつては、
--

許 可 の 条 件	<p>中間処理する前の発生場所が市内の事業所であるものに限る。)のみ投入すること。</p> <p>3 各施設が許可する廃棄物の量を超えて投入しないこと。</p> <p>4 運搬途上及び施設内では、積載物が飛散し、及び流出しないようにするとともに、著しい悪臭、騒音又は振動が生じないよう必要な措置を講じること。</p> <p>5 各施設の受入基準を遵守するとともに、発火性、有毒性又は著しい悪臭等を発し、若しくはそのおそれのない廃棄物のみを投入すること。</p> <p>6 廃棄物を投入するときは、許可証を係員に提示し、その指示に従うとともに、手数料を支払うこと。</p> <p>7 投入した廃棄物が原因で発生した損害については、投入者（原因者）がこれを負担すること。</p> <p>8 許可内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の許可を受けること。</p> <p>9 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</p> <p>10 この証を偽造、変造しないこと。</p> <p>11 この証を毀損し、汚損し、又は紛失した場合は、直ちに申し出ること。</p> <p>12 上記のほか、「資源化センター利用の手引き」又は「バイオマス利活用センター利用の手引き」の記載事項を遵守すること。</p> <p>13 廃棄物の投入時及び施設内では、関係法令（条例、規則を含む）を遵守すること。</p>
-----------------------	--

様式第6(第12条関係)

(全部改正〔平成28年規則65号〕)

様式第6（第12条関係）



備考

- 1 地色は、4,000円のカードは緑、10,000円のカードは青、40,000円のカードは黄、80,000円のカードは赤とする。
- 2 カードの大きさは、5.4センチメートル×8.6センチメートルとする。

様式第7 削除



(削除〔平成31年規則33号〕)

様式第7の2(第12条の2関係)

(全部改正〔令和2年規則75号〕)



様式第7の2（第12条の2関係）

	No. _____
	大 き な ご み 証 紙
	_____ 円
	受付番号： 氏 名：
(注意書)	
○大きなごみ証紙を破損したり紛失しても、再発行しません。	
○汚れたり破損した大きなごみ証紙は、使用できません。	
豊 橋 市	

- 備考 1 大きさ 縦7.6センチメートル 横8.0センチメートル  
2 印字色 黒  
3 用紙色と 500円 だいたい色  
証紙額面 1,000円 緑色

様式第7の3(第12条の3関係)

(全部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第7の3（第12条の3関係）

大きなごみ証紙代金還付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 ( ) -

(売りさばき人にあつては、売りさばき人指定番号)

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第12条の3第2項の規定により下記により証紙を添付し、証紙代金の還付を申請します。

記

証紙額面	証紙番号	数量	証紙金額①
	～	枚	円

証紙金額①	円
取扱手数料②(②=①×0.1188)	円
還付金額(①-②)	円

(注1)豊橋市の債権者登録を行っていない場合は、債権者登録申請書(新規)を添付してください。

(注2)取扱手数料は、小数点以下切捨てとします。(証紙売りさばき人以外は、0円となります。)

様式第7の4(第12条の3関係)

(全部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第7の4（第12条の3関係）

大きなごみ証紙交換請求書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所

フリガナ  
氏 名

（法人にあつては、名  
称及び代表者氏名）

電話番号 （ ）－

（売りさばき人にあつては、  
売りさばき人指定番号）

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第12条の3第2項の規定により  
下記により証紙を添付し、交換を請求します。

記

添付証紙額面	添付証紙番号	枚 数	交換証紙額面	枚 数

交換理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

受領確認

豊橋市長様

年 月 日

交換証紙額面	交換証紙番号	枚数
	～	

上記の証紙を受領しました。

住 所

名 称

受取人氏名

様式第8(第14条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第8 (第14条関係)

<p>廃棄物処理手数料（費用）減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 豊橋市</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名） （称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">電 話 ー</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条の規定により、廃棄物の処理手数料（費用）の減免を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
廃棄物の種類	
取 扱 期 日	
数 量	
金 額	
申 請 の 理 由	

様式第9 削除

(削除〔令和4年規則14号〕)

様式第10(第17条関係)

様式第10 (第17条関係)

大きなごみ証紙受払出納簿

決	裁	年	月	日	証紙額			払渡先名	摘要
					受取数	払出数	差引現在高		

様式第11 (第17条関係)

様式第11 (第17条関係)

大きなごみ証紙交付簿

(      年    月分)

施設名 :

証紙額面	日	証紙受数	証紙番号	交 付 枚 数		証紙残数	摘 要
				交付枚数	証紙番号		

様式第12(第17条関係)

(全部改正 [令和2年規則75号] )

様式第12 (第17条関係)

大きなごみ証紙売りさばき出納計算書

( 年 月分)

日	交付先名	証紙額面		証紙金額	証紙売りさばき手数料	調定額	調発議番号	納金状況
		交付枚数	証紙番号					

備考 証紙売りさばき手数料は、小数点以下切捨てとする。

様式第13(第17条関係)

様式第13 (第17条関係)

大きなごみ証紙使用整理簿

( 年 月分)

施設名 :

日	取 集 等 受 付 件 数	証 紙 額 面	使 用 確 認 済 証 紙 枚 数	金 額	摘 要

様式第14(第17条関係)

(全部改正 [令和2年規則75号] )



様式第14 (第17条関係)

大きなごみ証紙還付受付簿

年	月	日	還付申請者	証紙額面		証紙金額	証紙 売りさばき手数料	還付金額	備 考
				還付枚数	証紙番号				

備考 証紙売りさばき手数料は、小数点以下切捨てとする。

様式第15(第17条関係)

様式第15 (第17条関係)

大きなごみ証紙交換・還付支払整理簿

( 年 月分)

日	申請者名	交換証紙 受付枚数	証紙番号	還付証紙 受付枚数	証紙番号	証紙金額	証紙焼却 確認	摘 要

様式第16(第18条関係)

(一部改正 [令和2年規則75号] )

様式第16 (第18条関係)

整理番号	
------	--

大きなごみ証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)  
電話番号 ( ) -

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第18条第1項の規定により大きなごみ証紙売りさばき人の指定を受けたいので、下記により申請します。

記

売りさばき場所一覧

売 場 所 名	所 在 地	責 任 者 名	電 話	証 紙 販 売 時 間 帯	休 日

備考

上記に記載しきれないものについては、別紙を添付すること。

様式第17(第18条関係)

様式第17 (第18条関係)

豊橋市指令 (文書  
記号) 第 号

大きなごみ証紙売りさばき人指定通知書

年 月 日

様

豊橋市長 印

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第18条第2項の規定により大きなごみ証紙売りさばき人として指定します。

記

売りさばき人 指定番号	売りさばき 場所名	所 在 地	責任者名	電 話

備考

- 1 この通知書は売りさばき場所において大切に保管してください。
- 2 購入希望の証紙を受け取る際にこの通知書を市係員に提示してください。

様式第18 (第18条関係)

<u>指定番号</u> 第 _____ 号
大きなごみ証紙取扱店
<u>豊</u> _____ <u>橋</u> _____ 市

- 備考 1 大きさ 縦15センチメートル 横25センチメートル  
2 印字色 黒  
3 用紙色 白

様式第19(第20条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第19 (第20条関係)

大きなごみ証紙売りさばき人氏名 (名称) 等変更届出書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)  
電話番号 ( ) -  
売りさばき人指定番号

このたび証紙売りさばき人としての住所、氏名 (名称)、代表者名の一部に下記のとおり変更があつたので、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第20条第1項の規定により届けます。

記

変 更 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容	変 更 理 由

備考 法人にあつては登記事項証明書を添付すること。

様式第20 (第20条関係)

(一部改正 [令和2年規則75号])

様式第20（第20条関係）

大きなごみ証紙売りさばき場所変更承認申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
（法人にあつては、名  
称及び代表者氏名）  
電話番号 （ ）－  
売りさばき人指定番号

このたび証紙の売りさばき場所を変更したいので豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第20条第2項の規定により大きなごみ証紙売りさばき人指定通知書を添えて申請します。

記

変 更 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容	変 更 理 由

様式第21(第21条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第21 (第21条関係)

大きなごみ証紙売りさばき業務廃止届

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)  
電話番号 ( ) -  
売りさばき人指定番号

このたび証紙の売りさばき業務を廃止したいので豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第21条の規定により届けます。

記

1 廃止を希望する売りさばき場所

売りさばき人指定番号	売りさばき場所名	所 在 地

2 売りさばき業務廃止期日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 売りさばき業務廃止理由

[様式第22\(第22条関係\)](#)

(全部改正〔平成28年規則20号〕)



様式第22（第22条関係）

豊橋市指令(文書  
記号)第 号

大きなごみ証紙売りさばき人指定取消し通知書

年 月 日

様

豊橋市長 印

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第22条第2項の規定により大きなごみ証紙売りさばき人の指定を取消します。

記

1 指定取消し内容

売りさばき人指定番号	売りさばき場所名	所	在	地

2 指定取消し期日

年 月 日

3 指定取消し理由

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第23(第23条関係)

(全部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第 23 (第 23 条関係)

大きなごみ証紙買受請求書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)  
電話番号 ( ) -  
売りさばき人指定番号

大きなごみ証紙を下記のとおり買い受けします。

記

証 紙 額 面	数 量	証 紙 金 額 ①
	枚	円

証紙金額①	円
取扱手数料② (②=①×0.121)	円
支払金額 (①-②)	円

備考 取扱手数料は、小数点以下切捨てとする。

受領確認

豊橋市長様

証紙額面	証 紙 番 号	数 量
	~	枚

上記の証紙を受領しました。

年 月 日

住 所  
名 称  
受取人氏名